

# 大阪市 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(案)の概要

## 1 計画の基本的な考え方 (第1章第1節)

### ◆計画策定の背景と趣旨

- 女性が抱える困難な問題は、近年、複雑化、多様化、複合化。だれもが安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として新たな女性支援の枠組を定める「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下、「困難女性支援法」)が令和4年5月に成立。令和5年3月には厚生労働省より困難女性支援法の基本方針が公示
- 大阪市基本計画は、困難女性支援法や厚生労働省の基本方針をふまえ、困難な問題を抱える女性の個々の状況に応じた適切な支援施策を総合かつ計画的に推進するための基本方向を示す。

### ◆計画の基本理念

すべての人の人権擁護と男女平等の理念のもと、困難な問題を抱える女性の福祉を増進し、一人ひとりの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を早期からとぎれなく包括的に受けられる体制を整備し、だれもが安心かつ自立して暮らせる社会の実現をめざす。

### ◆計画期間 令和6年度～12年度

計画の進捗等の状況変化により必要が生じた場合は適宜見直す。

## 2 困難な問題を抱える女性をめぐる本市の現状と課題 (第1章第2節)

### ◆現状

#### 男女共同参画センター(クレオ大阪)での相談状況(令和4年度)

・女性総合相談：13,642件 ・女性のつながりLINE相談：1,081件

#### 配偶者暴力相談支援センターの状況(令和4年度)

・DV専門相談：3,321件(うち、女性からの相談件数は全体の85.3%)  
・本市一時保護施設の状況：保護女性114人 ・保護命令件数：25件

### ◆課題

#### ①支援体制について

女性という性に起因した課題を抱える困難女性の特徴をふまえた中長期的な自立支援体制の整備や行政機関につながりにくい支援対象への積極的なアウトリーチが必要

#### ②支援事業について

専門的な心理的・医療的ケア、秘匿の必要性や自立の段階によって選択できる多様な施設・居所の確保等が必要

#### ③民間支援団体等について

民間支援団体等との協働の仕組みの構築が必要

#### ④啓発・理解促進

広く社会への啓発、若年層への性教育や啓発の強化が必要

#### ⑤その他

DV被害者等支援として、暴力の再発を防ぐ加害者へのアプローチも必要

## 3 基本目標 (第1章第3節)

- ◆本市の一時保護施設の退所者等支援対象者が、意識が前向きに変化したと感じている。
- ◆関係部署や関係機関において困難な問題を抱える女性への支援についての理解が深まり、女性相談支援員を中心とする支援体制と他施策の連携がいっそう進んでいる。
- ◆民間支援団体等において相互の連携や行政との連携が深まり、困難な問題を抱える女性が必要な支援により円滑につながっている。

## 4 支援の方針と体制 (第2章第1節)

### ◆支援の方針

困難な問題を抱える女性の意思を尊重しながら、相談やアウトリーチによる早期発見から心身の健康の回復支援、自立支援まで、個々に抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を、関係機関等とも連携しながら、とぎれなく包括的に提供できる体制を整備する。

### ◆支援体制

#### ①女性相談支援員を中心とした支援体制

女性相談支援員は、支援対象者の立場に立って相談に応じ、関係機関や民間支援団体等とも連携しながら、本人のニーズに応じて自立までの中長期的な伴走型支援を行う。

#### ②支援調整会議の組織

関係部署や関係機関等の関係者で構成する支援調整会議を組織し、関係者の相互理解や連携を深めるとともに、個別の支援対象者について情報共有を図り、支援の方向性を協議する。

#### ③関係部署や関係機関との連携

関係部署や関係機関等に対して困難女性への支援についての理解を深めるとともに、連携を強化し、支援が必要な人に最適な支援が届く体制を整える。

#### ④民間支援団体等との連携

民間支援団体等とも連携・協働し、困難女性を社会全体で支え、個々にとって最適な支援施策を円滑かつ効果的に推進できる体制の構築を図る。また、こうした民間支援団体等の運営継続等への支援、人材の育成等に努めるとともに、民間支援団体等における相互の情報共有や連携強化を図る機会づくりに取り組む。

## 5 支援の内容 (第2章第2節)

### ◆取組の方向性

#### (1)アウトリーチ等による早期の把握・居場所の提供

・相談窓口や支援制度等の広報周知 ・民間支援団体等とも連携したアウトリーチ・安心安全な居場所の提供 等

#### (2)相談支援

・総合相談窓口の設置 ・SNSの活用等アクセスしやすい相談環境の充実 ・女性相談支援員を中心とした相談支援 等

#### (3)一時保護・施設入所措置

・警察及び大阪府と連携した24時間体制での緊急一時保護の実施 ・市の一時保護施設でのカウンセリング  
・大阪府、民間支援団体等と連携した多様なケースへの対応 等

#### (4)被害からの回復(心理的・医療的ケア)

・医療機関等への同行支援 ・専門機関との連携 等

#### (5)自立支援

・女性相談支援員による伴走型支援によるサポート ・住宅確保要配慮者居住支援法人等と連携した住まいの確保支援  
・DV被害者等の市営住宅への優先入居 ・転居費用等への経済的支援の検討 ・支援対象者の児童へのケア 等

#### (6)アフターケア

・女性相談支援員による定期的なフォローアップ、相談支援、居場所の提供 等

#### (7)民間支援団体等との協働体制

・民間支援団体等への委託化や補助制度の検討 ・民間支援団体等との相互のネットワーク構築 等

#### (8)啓発・理解促進

・広く社会への啓発促進 ・学校等と連携したDV防止教育等の若者層への理解促進 ・加害者プログラム等の検討 等

#### (9)調査研究・人材育成

・女性相談支援員、行政窓口職員、民間支援団体等への研修 ・困難女性の現状や支援ニーズ等の継続的把握 等

## 6 計画の推進と進捗管理 (第3章)

### ◆計画の推進

区役所や関係部署との連携、「大阪市男女共同参画推進本部」での情報共有や意見交換等による全庁的な体制のもとでの円滑かつ効果的な推進

### ◆計画の進捗管理

実施状況を年度ごとに効果検証のうえ、施策の適宜見直しと充実。大阪市男女共同参画審議会への報告・関係機関や民間支援団体等、有識者等への意見聴取により、円滑かつ効果的な推進